

1 幼児教育の充実

～現状と課題～

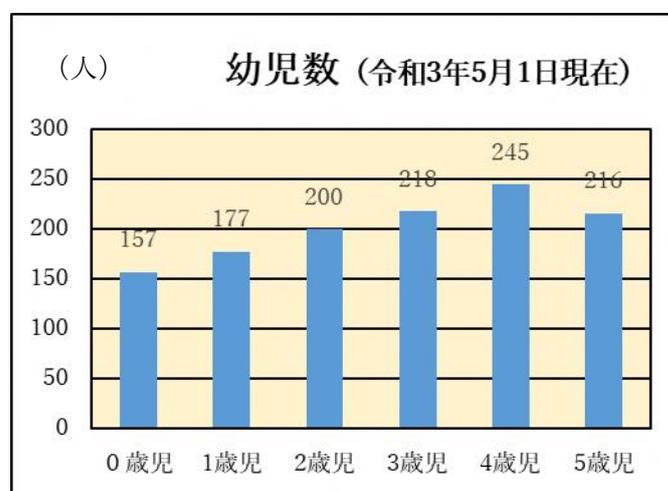
町内には幼児教育施設が、公立幼稚園4園、公立保育所3園、私立幼稚園1園、私立保育所(園)5園、事業所内保育園1園の計14園あります。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、その充実は幼児の健やかな成長に大きな影響を及ぼします。そのため、幼稚園では幼児の生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、表現力、感性などを育み、社会と関わり人として生きていくための基礎を培うことが大切です。

本町においては、幼児期の教育を円滑に小学校教育へ接続することを目標に、幼児一人一人の発達の特性に応じた教育や、保護者との教育相談の充実にも力を入れるとともに、支援員の配置にも努めています。

近年、町内においても、下のグラフのように少子化傾向が進んでおり、幼保一元化や幼稚園の統合・再編など「こども園」構想が答申されるとともに、保護者の就労状況等に応じた多様な保育方法の在り方が求められるようになっていきます。

また、幼児期において、しなやかな心と体の発達を促すためには、心の安定を図るとともに体を動かすことの気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲を育てることが重要であり、遊具の充実や遊び場の確保など、適切な環境を整えることが課題となっています。



施策の方針と主要事業

(1) 教育内容の充実

生きる力の基礎を育成したり、望ましい未来をつくり出す力を育成したりするため、幼児の個性や発達の特性に配慮しつつ、小学校以降の子どもの発達も見通しながら、遊びを通じた総合的な指導の中で幼児教育で育みたい資質・能力の一体的な育成を図ります。

また、幼児期にふさわしい食習慣や生活習慣の形成、体力づくりの推進を図るとともに、特別な支援が必要な幼児に対する教育についての理解と充実を図ります。

(2) 教職員の資質向上

教育課題に対応した県内外の教職員研修に積極的に参加するとともに、園内研修の活性化にも努め、資質向上を図ります。また、特別な支援を必要とする幼児への適切な対応が行えるよう研修等を実施し、指導力向上を図り、より質の高い幼児教育を推進します。さらに幼・保間の人事交流を今後も推進し、幼稚園教諭と保育士が互いの良さを共有し、指導力向上につながる体制づくりをめざします。

(3) 施設整備の充実

机や椅子など備品の計画的な更新、特別な支援を必要とする幼児の環境整備、ICT機器の教材・教具の配置など、幼稚園の教育環境が幼児にふさわしいものになるよう整備に努めます。また、園庭の整備や遊具の設置・点検・改修、園舎内外の部分改修、不審者対応を重視した防犯カメラの設置など、安心・安全面に配慮した施設整備に努めます。

(4) 連携体制の確立

幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共有するなど、保育所・幼稚園・小学校間の綿密な連携を図ります。さらに、保護者との懇談会（年2回開催）や幼児と児童の交流活動（学校行事や教科、総合的な学習の時間等を通じた交流）を実施し、小1プロブレムの解消をめざすとともに、私立幼稚園を含む町内幼稚園相互の連携体制を構築します。

(5) 保護者ニーズへの対応

各幼稚園で未就園児学級の取組を通して、幼児教育についての理解を深めるとともに子育て情報の提供を行い、子育てにおける相談機関としての機能の充実を図ります。

保護者への預かり保育事業の理解促進に努め、人的体制を確保するとともに、地域の実態や保護者の事情等を考慮しながら、幼児にとって心身の負担が少なく、無理なく過ごせるように一日の流れや環境の工夫を図ります。

2 学校教育の充実

～現状と課題～

本町には、小学校4校と中学校1校がありますが、今後も、さらに中学校の生徒数、小学校の児童数ともに減少する傾向にあります。

香川県においては、これまで香川型指導体制として、少人数指導及び少人数学級、さらに様々な課題に対応するための教員配置が行われています。さらに、令和3年度からは国の義務標準法の改正によって、35人学級への段階的移行が行われていますが、令和3年度から県独自事業として、小学校1年生から中学校2年生までの35人学級が実施されています。

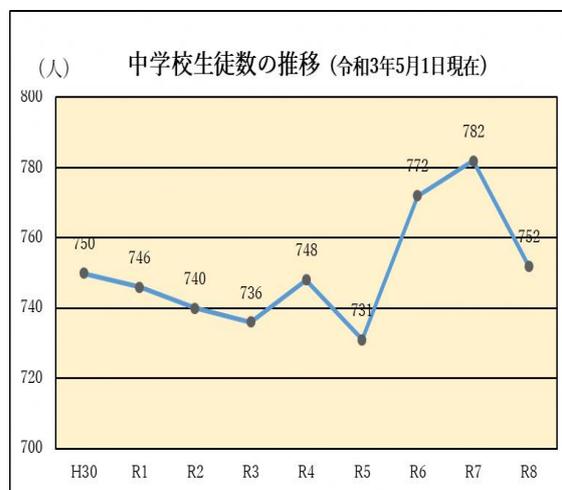
本町では、児童数の減少が懸念される小学校がある一方で、児童数の急増によって余裕教室の確保が難しい状況が続いている学校もあります。将来にわたり、一人一人の子どもを大切に質の高い教育を保障するために、少子化に対応した学校教育の充実を一層進めることが必要です。

各学校では、新学習指導要領に対応した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や外国語教育の充実、また、GIGAスクール構想の実現に伴い、児童生徒の個別最適な学びを支援するための体制整備や授業づくりが求められています。さらに、近年、特別な支援が必要な児童生徒が増加しており、個の実態に応じた支援体制の確立や環境整備が重要となっています。

また、授業改善や児童生徒への支援の工夫・改善については、教職員の指導力向上が不可欠です。今後、数年間は、ベテラン教員の大量退職が進み、若年教員の大幅な増加により教職員の資質向上は喫緊の課題です。さらに、教員の多忙化により、教員の心身への悪影響によって、教育活動の質の低下につながらないように配慮する必要もあります。

さらに、小・中学校の校舎は築60年が経つ三木中学校をはじめ老朽化が進んでいます。特に小学校における学校給食施設の老朽化は深刻な状況であり、早急な対応が必要です。

このような多くの課題に対応するために、将来を見据えた施策の展開が一層重要となっています。



※R4以降は見込み数

施策の方針と主要事業

(1) 生きる力を育む教育

持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえながら児童生徒に『生きる力』を育むために、「確かな学力の育成」、「問題行動の防止」、「教員が子どもと向き合う時間の確保」、「学校、家庭、地域社会の連携強化」の具現化に努めます。また、一人一人が、自分の夢や目標に向かって学び続けるたくましい人間に育つように取り組んでいきます。

総合的な学習の時間や教科等の横断的学習、課題解決型学習など、子ども自らが課題を設定し、友だちと協働して取り組むことによって、実社会での課題解決につながる資質・能力の育成に努めます。

(2) 特色のある教育・学校づくり

コミュニティ・スクールや学校支援ボランティア等を活かし、学校と家庭、地域社会との連携・協働により、「地域とともにある学校」づくりを一層推進し、地域の特性を生かした「特色ある教育・学校づくり」を展開します。

(3) 幼稚園、小・中学校の連携

幼稚園、小・中学校の計画的な連携交流を図り、幼小中の連携の視点に立った教育を大切にします。また、教育の連続性を図るとともに、小学校や中学校に進学した際、環境の変化に対応できなくなる「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の解消等に努めます。

(4) たくましい心と体を育成する健康教育

全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を分析し、運動能力と体力の向上に努めます。また、「よく動き、早寝・早起き、朝ごはん」を基本とする望ましい生活習慣の定着を図るとともに、教育活動全体を通じた食育を推進し、食に関わる資質・能力の育成に努めます。さらに、コロナ禍で培った感染症対策に関する知識や技能、人との接し方等について意識の継続化を図るとともに、感染症や病気から身を守る等、自ら健康な身体づくりに努めようとする意欲を喚起します。

(5) 防災・安全教育

不審者からの被害や不慮の事故、交通事故、地震等の自然災害に対して、自ら危険を予測し、回避できる実践的な態度や能力を発達段階に応じて育成します。また、防災検定や各種避難訓練等により、安全教育の充実にも努めます。

(6) ICT教育・外国語教育の充実

教育のICT化に対応するため、教員のICT活用スキルアップを推進するとともに、教育機器等の環境整備の充実にも努めます。また、電子黒板とタブレットを有効に活用した新しい授業づくりを進めることで、情報化社会に対応した資質・能力の育成を図ります。

さらに非常変災時には、家庭でも学習が受けられるよう情報機器の整備と体制づくりに努めます。

小・中学校の外国語教育の充実を図るために、A L T、外国語教育支援員の効果的な配置や教員研修の充実を図ります。

(7) 教職員の資質向上

各教職員のキャリアステージに応じた研修課題を設定し、主体的に研修に努めることで個々の指導力向上を図ります。また、校内研修の活性化を促すとともに、O J T（仕事を通じた職能開発）によって教職員一人一人の資質向上が図れるよう、組織体制を整えます。

さらに、働き方改革の視点から、業務の見直しや削減、地域や保護者等との適切な役割分担・連携等によって、教員が真に必要な業務に専念できる環境づくりを推進します。

(8) 特別支援教育の充実

一人一人の困難さを把握し、教育的ニーズに応じた支援体制を整備します。特別支援教育に係る教員の研修体制を充実させるとともに、各学校に特別支援教育支援員、補助員を計画的・継続的に配置することで組織的な指導・支援を行います。さらに町教育支援委員会や各関係機関との連携を図り、通級指導教室の活用など組織的な支援を推進します。

(9) いじめ・不登校対策の推進

校長のリーダーシップのもと、いじめ・不登校等に対する危機意識を高く持ち、「チーム学校」としての指導体制の充実を図ります。各学校の「いじめ防止基本方針」に則った組織的対応を推進するとともに、町配置のスクールソーシャルワーカー等の活用や教育支援センターとの連携により、学校の支援体制の充実に努めます。

(10) 教育環境の整備・充実

児童生徒用机や椅子などの備品の計画的な整備・更新を進めます。また、特別な支援を必要とする児童生徒の環境整備やI C T機器の教材・教具設置など、児童生徒が主体的に学べる教育環境を整備します。校舎等の長寿命化については、長期的な見通しをもち、改修計画に基づいた施設整備を推進します。

本町の学校給食施設は、小学校において老朽化が進んでおり、4小学校の給食場を統合して新たに学校給食センターを建設します。学校給食センターについては、令和6年9月の供給開始を目途に整備を進めます。また、将来的には三木中学校の給食場の統合も勘案して整備を行います。

3 人権尊重のまちづくり

～現状と課題～

本町では、平成30年3月に「第2次三木町人権・同和行政基本計画」を策定し、人権尊重社会の確立をめざし、人権教育・啓発活動に取り組んでいます。

しかしながら、近年の国際化や急速な情報化、少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が発生し、複雑化・多様化する人権問題は、社会問題にもなっています。

このような中、様々な人権問題に関する町職員・教職員の意識を把握し、今後、本町が取り組むべき施策の検討とその効果的な推進のため、令和元年8月に「人権に関する職員意識調査」を実施しました。

この調査結果から明らかになった現状を基に、さらに人権を大切にする社会づくりに邁進するとともに、あらゆる人権課題の解決にむけて、幅広い取り組みを推進していきます。

今後の課題として、講演会や研修会等における参加者の固定化やマンネリ化を改善するため、広く町民の関心を引くような手法の見直し等を検討し、実施していきます。

また、広報活動にも力を入れ、広報誌のみならず、インターネットを利用したホームページを効率よく利用し、身近な人権に関わる情報の発信にも注力していく必要があります。このように町行政が積極的に人権啓発活動を行うことで、町民の意識の高まりを図りつつ、「絶対に解決する」という強い理念をもって、だれもが人権・同和問題に取り組んでいくことが大切です。

また、学校の教育活動においては、子どもたちの人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を育むことにより、今日の社会的な問題となっている「いじめ」や「児童虐待」等の実態を厳しく受け止め、道徳的価値を大切にした学習に取り組めます。子どもたち自らが自他の人権を守り、一人一人の尊厳を大切にしながら、人間関係を構築できるような取り組みを進めていきます。

施策の方針と主要事業

(1) 人材育成と研修の充実

人権・同和問題の解決に向けて、地域や学校、各種団体の指導的立場にある人たちを人権・同和問題の指導者として育成することによって、人権啓発活動をより一層推進します。

現地研修などで知識と実践力を高め、講演会や各種大会等への参加を通して資質の向上を図り、地域における人権・同和問題の解決に向けて取り組むことで、町民意識を変える契機にすることができます。

今日の社会情勢は激しく変化しています。そのため新たな人権問題も発生しており、これを解決するための手法についても、対応できる学習方法を検討しなければなりません。当事者の声を取り入れた身近でわかりやすい内容にする必要があります。そのためには、参加体験型の研修を実施し、受講者自身が学習体験を発表する機会を創出することで、問題解決への展望と行動意欲を高められるように推進していきます。

(2) 隣保館（文化センター）事業の拡充

隣保館（文化センター）は、これまで人権・同和問題の教育、啓発の拠点として、地域社会の交流を積極的に進め、相互理解を推進してきました。

しかしながら、いまだに同和問題をはじめとした人権問題は解決には至っておらず、さらに社会状況の変化等で新たな差別事件も発生しています。

こうした状況を受け、隣保館（文化センター）が、地域の人たちが日常的にふれあう中で、交流する機能や、地域福祉の推進を担う機能、相談支援体制機能等がより一層活用できるよう取り組むとともに、様々な機会をとらえて啓発活動を進めていきます。

(3) 教職員の人権意識の高揚

人権課題解決のためには、その推進者である教職員が大きな役割を占めています。そのため、教職員の人権感覚を研ぐことが何よりも重要です。

これまで、町内の幼稚園、学校では、発達段階に応じて人権感覚が身に付くよう、15年間を見通した共通プログラム「三木町でめざす子ども・人・まちの姿」を作成し、幼稚園・小・中学校が共通理解、共同歩調のもと、人権・同和教育を進めています。毎月、センター連絡会を開催し、各園・各校の人権・同和教育主任等の他、保育所や近隣の高校の担当者も集まり、情報交換を行うとともに、人権・同和教育を推進するリーダー研修の場にもなっていますので、今後ともセンター連絡会の充実を図ります。

また、各幼稚園・各校では、独自に人権・同和教育研修会を実施したり、人権・同和教育に関する授業研究や公開を行ったり、白山、平木文化センターの協力を得て現地研修会を実施したりしていますので、こうした取り組みを支援していきます。

さらに、教職員の世代交代が進み、これまで進めてきた人権・同和教育の成果が十分引き継がれないという課題がありますので、若年教員を対象に人権・同和教育の研修を実施します。



4 文教のまちづくり

～現状と課題～

本町には、三木高等学校、香川大学農学部及び医学部が設置され、幼稚園から大学に至るまでの教育機関があります。町内はもとより国内外から、多数の学生が就学していることもあり、「文教のまち」とも呼ばれています。

特に、三木高等学校は、文理科・総合学科という新しい時代に対応した二つの学科をもち、選択教科・科目を幅広く設け、主体的に学ぶことができる「単位制」の制度を取り入れています。毎年秋には、三木中学校2年生全員が体験する「三木高見学会」を開催していることや、町内唯一の高等学校ということもあり、入学生に占める割合は開校当初より、三木中学校の卒業生が最も多くなっています。また、定時制を併設していることから、社会人を含めた幅広い年齢層が集う学びの場でもあります。

研究面においては、小叢小・中学校の廃校地を利用した「三木町希少糖研究研修センター」において希少糖の研究が進んでおり、希少糖を使用した商品も多く開発されています。

また、神山小・中学校の廃校地では「協和科学工業株式会社」が、アグリバイオ事業所及び研究所として、夏いちごなどの新品種の開発やエンドファイトの量産培養に取り組めます。

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化していることから、未来を担う子どもたちの成長を支えるには、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりで教育を行うことが重要です。学校内外を通じて子どもの生活の充実と活性化を図るために、放課後子ども教室や発明クラブ、地域未来塾などによる放課後の学習支援や地域文化活動等を進めています。

また、子どもたちが三木高等学校や香川大学農学部及び医学部を地元の学校として身近に感じるとともに、高校生や大学生が意欲的に参加し活躍できる場があれば、町全体の教育力の向上にもつながります。「文教のまち」として、一層発展するために、町内における教育機関の連携を今まで以上に働きかけていきます。



三木町希少糖研究研修センター

施策の方針と主要事業

(1) 高校・大学、研究機関等との連携

香川大学農学部、医学部の学生をはじめ、三木高等学校の生徒が町内で活躍できる場を設定するとともに、町民が地元の高等学校や大学として親しみを持てるような、企画の立案や地域行事での交流活動を促します。

香川大学では、地域貢献の一環として、サンサン館みき等を会場とし、サテライトオフィスを開設しております。サテライトオフィスでは農学部や医学部の教授はもとより学生も講師として、教育・研究の成果を発表する場、地域の方々との交流の場及び地域の方々の生涯学習を支援する場として、様々なセミナー等を開催しています。

三木高等学校とは、令和2年7月に本町と「包括連携協定」を結び「総合的探究の時間」や「ボランティア活動」等で深く関わり、広い視野をもちながら、地域に貢献できるような様々な取り組みを行っています。

また、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な生徒や、学習習慣が十分に身につけていない生徒への学習支援を目的として、香川大学の連携・協働による無料の学習支援を実施しています。学習機会の提供によって、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ります。

(2) 教育と地域の連携

子どもの学校以外での安心・安全な居場所づくりを設け、地域コミュニティを活性化させるために、地域住民等による放課後の学習支援や体験活動を実施します。また、香川大学創造工学部と連携して、自分で考えて行動する力・創意工夫する力を育成できるよう科学実験やものづくりを行います。地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を行うことで、社会全体の教育力の向上と地域の活性化を目指します。

(3) 産・学・官の連携

希少糖研究の推進とその支援体制を充実させ、三木町で生産された地場産物とともに、学校給食等への積極的な活用を進めます。今後は、希少糖を教育現場において積極的に活用することで、三木町特有の地域ブランドとしての拡充に努めます。また、児童生徒が地場産業に興味・関心をもつことで、学校現場からの積極的な情報発信に努めます。さらに、新しい産業の創出を目指し、教育現場と地域が連携した教育活動を推進します。

また、本町では一般社団法人木田地区医師会の協力により約30年前から中学1年生を、平成21年度からは小学4年生も対象に血液検査等を実施し、小児生活習慣病の早期発見に努めています。同時に生活習慣アンケートを実施することで、血液検査等の数値に表れていない生活習慣の乱れの把握にも努めています。血液検査等と生活習慣アンケートを基に、学校医等による健康相談も実施し、児童生徒本人を含め家庭全体で食や運動の大切さを理解し、健康に対して関心をもつことができる教育活動を推進します。

5 生涯学習の推進

～現状と課題～

私たちを取り巻く社会情勢は大きく急速に変化しており、個人の生きがいや生活の質を高めるためだけでなく、子どもの健やかな成長や地域課題の解決につながる学習活動の推進による人づくりが求められています。

このような状況下において、文化交流プラザやサンサン館みきをはじめとする公民館などの関係施設との連携を深め、各種行事や講座に関する情報の収集・提供を行うシステムの構築などを進めることにより、学習機会を充実させていくことが求められています。

さらに、社会環境の変化に伴い、家庭や地域における学習機会の充実やプログラムの開発・内容の充実に努めていく必要があります。就学前の保護者啓発事業の活性化や子ども会活動の見直しなど、家庭や地域における教育力の向上・充実も必要となります。

また、受身の学習から自主的・主体的な学習への転換も必要であり、今後は、社会教育団体の指導者やボランティアの養成・発掘を図っていくことが必要となっています。



講座発表会「スプリング・フェスタ2021」～in サンサン館みき～

施策の方針と主要事業

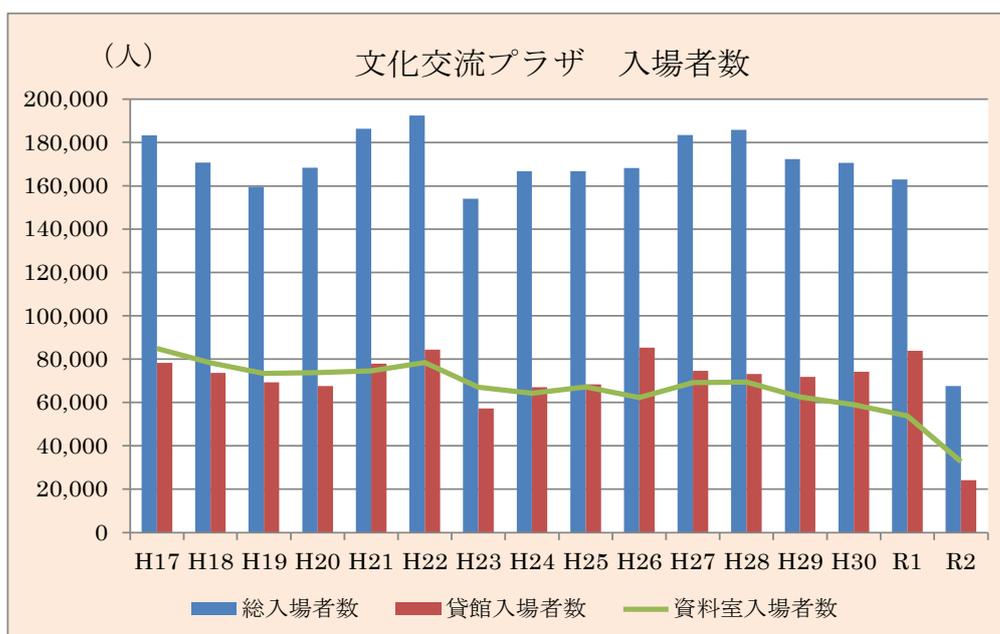
(1) 生涯学習の推進と充実

社会教育委員をはじめとした各指導者層を対象に、リーダーとしての意識・見識向上を目的とし、積極的に研修を実施し、時代に対応した組織づくりをめざします。

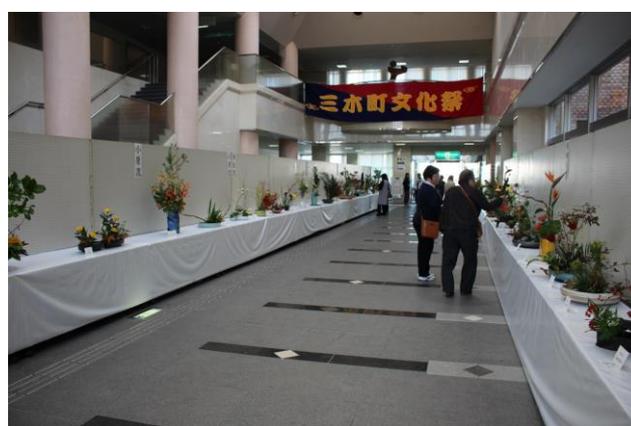
また、広報誌やホームページ、チャンネルみき等の情報を活用し、誰もが気軽に利用できる情報ネットワークにより、生涯学習に関する幅広い情報の提供を行い、参加機会の増大を図ります。

また、女性教育学級、家庭教育学級、高齢者教育学級などの各種の学習機会を設けて、町民が仲間づくりをしながら新たな知識を習得し、豊かな社会生活を送ることができるよう講座内容の充実を図ります。

そのほか、文化交流プラザにおける、音楽、舞踏、演劇などの文化や芸術の鑑賞機会をより一層拡充し、町民に多様な芸術・文化の場を提供します。



みき少年少女ミュージカルスクール



文化祭